

サルの細菌性赤痢対策ガイドライン

はじめに

細菌性赤痢は、赤痢菌の経口感染による急性大腸炎であり、無症状のまま保菌している場合もあります。主な感染源は人であり、患者や保菌者の糞便、それらに汚染された手指、食品、水、器具などを介し、少量の菌数で感染し、家庭内での二次感染が多いことも本感染症の特徴です。

捕獲直後の野生のサルは赤痢菌を持っていませんが、サルは人と同様に赤痢菌に感染することから、患者の糞便やそれらに汚染された水等により感染した場合、そのサルは人への感染源となります。過去には我が国において、輸入されたペット用サルが原因で一般家庭で感染者が出た事例もあります。また、我が国では、サルは、実験用、動物園展示用としての飼育以外に、依然家庭でペットとして飼育されているケースがあります。

このため、細菌性赤痢に感染したサルが発見された場合には、感染サルとの接触者の感染の有無の確認、感染源の特定等、疫学調査を実施し、人への感染源となるサルの糞便や汚染された飼育場所等の消毒、感染したサルの治療等、公衆衛生上の必要な措置を迅速に行うことが重要です。

2004年（平成16年）6月、厚生労働科学審議会感染症分科会において、「人の予防対策を直ちに検討する必要がある感染症について、発生動向調査体制の整備を図るべき」との意見が出され、昨年10月1日から、サルの細菌性赤痢については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）第13条に基づく獣医師の届出対象として政令指定され、獣医師による保健所への届出が義務化されました。

サルの飼育状況は、施設の構造上外部と遮断されかつ確実な衛生管理が行われている医薬系実験用施設や輸入検疫施設から、周囲に容易に感染が広がる可能性のあるペット等を取り扱う動物販売施設や一般家庭まで、その公衆衛生上のリスクレベルは様々です。このため、施設の構造や接触者の個人感染防護の状況等リスクレベルに応じた感染拡大防止対策をとる必要があり、このガイドラインでは、対応に必要な事項をとりまとめました。

なお、本ガイドラインは、我が国の状況に即したガイドラインとすべく、今後、状況に応じて改訂が必要なものであると考えられますが、我が国における細菌性赤痢対策の一助となれば幸いです。